

○海老名市自転車等の放置防止に関する条例

昭和58年2月15日
条例第1号

改正 平成3年3月27日条例第12号
平成9年3月19日条例第2号

海老名市自転車等の放置防止に関する条例（平成3条例12・改称）

（目的）

第1条 この条例は、公共の場所に自転車等が放置されることを防止することにより、良好な生活環境を保持し、併せて災害時における防災活動の確保を図ることを目的とする。

（平成3条例12・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車等

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。

(2) 公共の場所

道路、駅前広場、公園、緑地その他公共の用に供する場所をいう。

(3) 放置

自転車等が駐車指定場所以外の場所に置かれており、かつ、当該自転車等の利用者が当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう。

（平成3条例12・一部改正）

（市の責務）

第3条 市は、自転車等駐車場の設置、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発、民営自転車等駐車場事業の育成、関係機関及び関係団体との協力体制の確立等総合的な自転車等駐車対策の推進に努めるものとする。

（平成3条例12・一部改正）

（利用者の責務）

第4条 自転車等の利用者は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めなければならない。

2 駅又は停留場（一般乗合旅客自動車運送事業の停留場をいう。）の周辺の居住者は、通勤、通学等のため当該駅又は停留場への自転車等の利用を自粛するよう努めなければならない。

3 自転車等の所有者は、当該自転車等に住所、氏名の明記及び自転車等防犯登録を受けるよう努めなければならない。

（平成3条例12・一部改正）

（小売業者の責務）

第5条 自転車等の小売を業とする者は、自転車等の販売に当たり自転車等に住所、氏名の明記及び自転車等防犯登録を受けるよう勧奨に努めなければならない。

（平成3条例12・一部改正）

（施設の設置者の責務）

第6条 公共施設、商業施設及び娯楽施設等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車等駐車場の設置に努めるとともに市の実施する自転車等駐車対策に協力しなければならない。

（平成3条例12・一部改正）

（鉄道事業者等の協力）

第7条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車等運送事業者は、市の実施する自転車等駐車対策に積極的に協力しなければならない。

（平成3条例12・一部改正）

（放置禁止区域の指定）

第8条 市長は、大量の自転車等の放置により、良好な生活環境が著しく阻害されている公共の場所及び災害時における防災活動が妨げられるおそれのある公共の場所を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）に指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、関係機関及び関係団体の意見を聴かなければならない。

3 市長は、放置禁止区域を指定したときは、直ちにこれを告示し、かつ、当該放置禁止区域にその旨を掲示しなければならない。

（平成3条例12・一部改正）

（放置禁止区域の指定の解除等）

第9条 市長は、前条第1項に規定する事態が消滅したと認めるときは、放置禁止区域の指定を解除しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を変更することができる。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により放置禁止区域の指定を解除し、又は放置禁止区域の指定を変更する場合について準用する。

(自転車等の放置禁止)

第10条 自転車等の利用者は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(平成3条例12・一部改正)

(放置された自転車等に対する措置)

第11条 市長は、放置禁止区域内に放置され、又は放置しようとする自転車等の利用者に対し、当該自転車等を当該放置禁止区域から自転車等駐車場その他放置禁止区域以外の適当な場所に移動するよう指導することができる。

2 市長は、放置禁止区域内に放置されている自転車等をあらかじめ市長が定めた場所に移動することができる。

3 市長は、公共の場所（放置禁止区域以外の区域に限る。）の良好な生活環境を保持する必要があると認めるときは、放置されている自転車等を整理し、放置され又は放置しようとする自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動させることその他必要な指導を行うことができる。

4 市長は、前項の規定による指導に従わず、自転車等が放置されている場合は、公共の場所の良好な生活環境を保持するために特に必要があると認めるときは、当該自転車等のうち相当の期間にわたり放置されている自転車等をあらかじめ市長が定めた場所に移動することができる。

(平成3条例12・一部改正)

(証明書の携帯等)

第12条 前条第2項及び第4項の規定により、自転車等の移動に関する業務に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(平成3条例12・追加)

(移動した自転車等の措置)

第13条 市長は、第11条の規定により自転車等を移動したときは、規則で定める期間保管しなければならない。

2 市長は、前項の規定により保管している自転車等の所有者の確認に努めなければならない。この場合において、当該自転車等の所有者の確認ができたときは、当該所有者に対し、速やかに当該自転車等を引き取るよう通知しなければならない。

3 市長は、前項に規定する通知をしたにもかかわらず、所有者が引き取らない自転車等及び所有者の確認ができなかった自転車等を第1項に規定する期間経過後処分することができる。

4 市長は、第1項の規定により、自転車等を保管したときは、当該期間経過後処分する旨を直ちに告示し、かつ、当該自転車等が放置されていた区域にその旨を掲示しなければならない。

(平成3条例12・旧第12条線下・一部改正)

(移動保管に要した費用の納付等)

第14条 市長が保管している自転車等を引き取ろうとする者は、移動保管に要した費用（以下「移動保管料」という。）として規則で定める額を引取り時に納付しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、移動保管料を免除することができる。

(平成3条例12・追加、平成9条例2・一部改正)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成3条例12・旧第13条線下)

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和58年規則第3号で昭和58年6月1日から施行)

附 則 (平成3年3月27日条例第12号)

改正 平成9年3月19日条例第2号

この条例は、平成3年7月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の海老名市自転車等の放置防止に関する条例第8条の規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月19日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。